第三十五条第三項中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改める。

第三十六条第十一項中「並びに指導」を「、指導」に改める。

第三十七条第八項中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改める。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「、インターンシップ推進専門官」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第四十三条第二項中「他局及び」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに」に改める。

第一章第一節第八款及び第九款の款名を削る。

第七十条から第七十六条までを削り、第七十七条を第七十条とし、同条の前に次の款名を付する。

第八款　国際統括官

第一章第二節第一款中第七十八条を第七十一条とし、同節第二款中第七十九条を第七十二条とする。

第八十条並びに第二章の章名及び同章第一節から第三節までの節名を削る。

第八十一条を第七十九条とし、同条の前に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第二章　外局

第一節　スポーツ庁

（学校体育室並びに企画官、スポーツ広報戦略専門官、スポーツ動向調査官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官）

第七十三条　政策課に、学校体育室並びに企画官一人、スポーツ広報戦略専門官一人、スポーツ動向調査官一人、武道推進調査官一人、教科調査官三人及びスポーツ振興投票専門官一人を置く。

2　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　学校体育室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　学校における体育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　学校における体育及び保健教育の基準の設定に関すること。

三　全国的な規模において行われるスポーツ事業（学校における体育に係るものに限る。）に関すること。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六　学校における体育のための補助に関すること。

4　学校体育室に、室長を置く。

5　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

6　スポーツ広報戦略専門官は、スポーツ庁の所掌事務に係る広報に関する専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。

7　スポーツ動向調査官は、スポーツに関する内外の動向に係る専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

8　武道推進調査官は、武道の振興に関する専門的事項についての調査、指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

9　教科調査官は、学校における体育及び保健教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

10　スポーツ振興投票専門官は、スポーツ振興投票に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（障害者スポーツ振興室並びにヘルスケア調査官及び子供の体力向上推進専門官）

第七十四条　健康スポーツ課に、障害者スポーツ振興室並びにヘルスケア調査官及び子供の体力向上推進専門官それぞれ一人を置く。

2　障害者スポーツ振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害者スポーツ（学校における体育を除く。第三号を除き、以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（競技スポーツ課、オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　障害者スポーツのための補助に関すること（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　全国的な規模において行われるスポーツ事業（障害者スポーツに係るものに限る。）に関すること（政策課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、障害者スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。

五　スポーツの指導者その他の関係者に対し、障害者スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。

3　障害者スポーツ振興室に、室長及び障害者スポーツ推進専門官一人を置く。

4　障害者スポーツ推進専門官は、障害者スポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（競技スポーツ課及びヘルスケア調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　ヘルスケア調査官は、スポーツ（学校における体育を除く。以下この項において同じ。）によって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減並びに心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（競技スポーツ課及び子供の体力向上推進専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6　子供の体力向上推進専門官は、子供の体力向上に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（トレーニング拠点整備推進専門官）

第七十五条　競技スポーツ課に、トレーニング拠点整備推進専門官一人を置く。

2　トレーニング拠点整備推進専門官は、ナショナルトレーニングセンターの整備に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（外国調査官、国際スポーツ交流推進専門官、国際スポーツ大会専門官、ラグビーワールドカップ推進専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十六条　国際課に、外国調査官、国際スポーツ交流推進専門官、国際スポーツ大会専門官、ラグビーワールドカップ推進専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

2　外国調査官は、外国のスポーツ事情に関する調査、研究及び助言に当たる。

3　国際スポーツ交流推進専門官は、スポーツの振興に係る国際文化交流に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

4　国際スポーツ大会専門官は、国際的な規模において行われるスポーツ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（オリンピック・パラリンピック課及び参事官並びにラグビーワールドカップ推進専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　ラグビーワールドカップ推進専門官は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

6　アンチ・ドーピング支援専門官は、スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（外国カリキュラム開発調査官）

第七十七条　オリンピック・パラリンピック課に、外国カリキュラム開発調査官一人を置く。

2　外国カリキュラム開発調査官は、開発途上にある海外の地域等における体育カリキュラムの開発及び改善の支援に関する調査並びに援助及び助言に当たる。